### 議 事 録

会議の名称	令和2年第1回本庄市農業委員会総会
開催日時	午後3時から令和2年1月27日(月)午後4時20分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議事日程	1 開会 2 あいさつ 3 議事録署名委員及び書記の指名 4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決 (1)第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について (2)第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による 農用地利用集積計画の決定について(通年) (3)第3号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(通年) (4)第4号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(期間) (5)第5号議案 農地法第4条の規定による許可申請について(6)第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請について(7)報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について(8)報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について(9)報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について (9)報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
	(11)報告第5号 農地改良等に係る届出について

配付資料	1 令和2年第1回本庄市農業委員会総会議事日程 2 令和2年第1回本庄市農業委員会総会議案
	3 第1回総会事務局連絡事項

主 管 課 農業委員会事務局

	会議の経過
発言者	発 言 内 容
事務局長	それでは、定刻になりましたので、ただいまより総会を始めさせていただ
	きます。
	議事日程に従いまして、進めさせていただきます。
	まず、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。
細野会長代理	こんにちは。本日はお忙しい中、ご苦労様です。ただ今から令和2年第1
	回本庄市農業委員会総会を開催いたします。よろしくお願いいたします。
事務局長	ありがとうございました。
	次に、議事日程2あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいた
	します。
田端会長	皆さまこんにちは。またあらためまして明けましておめでとうございます。
	本日は寒いですが、また、雪の予想も出ており、警報が出るかもしれないと
	のことでございます。何年か前に大雪が降り、農家の方は大きな被害を受け
	ました。本日、皆さまは、しっかりと雪の対策をされてきたと思いますが、ハ
	ウスなどは、補強をしたりして、自分で守らないと、前のような被害があっ
	た場合に、経営体育成支援事業では、3割以上の負担はできないなどと聞い
	ております。農業共済などの保険には入っていた方がよいのではないかと思
	います。
	また、本日午後2時から新体制の調整会議がありました。残りあと1年と
	なりましたが、皆さまのご協力をいただきながら、しっかりやっていきたい
	と思います。簡単ですが、開会の挨拶に代えさせていただきます。
事務局長	ありがとうございました。
	次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第
	27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開
	くことができない」と規定されております。本日の総会は、在任委員 44
	名中44名の出席となっておりますので、総会が成立しておりますことをご
	報告いたします。
	これより議事に入ります。本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定に
	より、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。
議長	議事日程3議事録署名委員及び書記の指名を行います。
	私から指名させていだくことに、ご異議ありませんか。

# (異議なし、の声)

それでは、本日は12番永尾委員及び16番福田委員に議事録署名委員を お願いいたします。

また、会議書記は、事務局の飯島係長を指名いたします。

次に、議事日程4付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採 決に入ります。本日の付議事件は、議案6件及び報告5件であります。

まず、第1号議案農地法3条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局より説明願います。

#### 事務局長

第1号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。

第1号議案農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申請について処分したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。

申請内容については、2ページをご覧ください。申請件数は、4件となります。その内訳は、全て売買による所有権移転でございます。

次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地 法第3条第2項に許可判断の要件が規定されておりまして、まず、全部効率 利用要件で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、 農作業常時従事要件で、農作業に常時従事すること。次に、下限面積要件で、 本庄市では経営面積の合計が50アール以上であること。次に、地域との調 和要件で、周辺の農地利用に悪影響を与えないこととなっておりまして、農 地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。以上でございます。

#### 議長

それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。

#### 事務局長

整理番号1を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、田端会長でございます。なお、申請地位置図は、3ページになります。

受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われます。以上でございます。

#### 議長

整理番号1について、私から報告します。1月25日に倉林永次委員と現

地確認と聞き取りを行いました。3ページ3-1の地図をご覧ください。申請地は〇〇〇〇〇〇の西側にあります。受人の住宅にも隣接しており、申請地の管理等も手伝ったことがあるそうです。農機具所有状況を確認したところ、経営農地にて農業経営を充分行えることを確認しました。申請地に、うめ、かぼちゃ、さつまいもを作付けしたいということです。

なお、受人申請地及び所有農地の耕作状況を現地確認したところ、すべての農地が問題なく利用されており、周辺農地への支障の恐れもないかと思います。以上で報告を終わらさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

整理番号1について、ご質疑がありましたらお願いいたします。

(なし、の声)

それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

ご異議ございませんので、許可といたします。

次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。

#### 事務局長

整理番号2を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町入浅見地内の畑2筆及び田4筆、児玉町下浅見地内の畑1筆及び田1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、池田委員でございます。なお、申請地位置図は、4ページから8ページになります。

受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われます。以上でございます。

#### 議長

整理番号2について、池田委員の報告を願いいたします。

#### 池田委員

19番池田から報告をさせていただきます。1月23日斎藤推進委員と現地確認及び聞き取り調査を行いました。4ページから8ページの地図をご覧ください。申請地はすべて、受人の耕作地の周辺にあります。申請人は地元を代表する農家で、米麦を中心に農業経営をしております。農機具所有状況を確認したところ、経営農地にて農業経営を充分行えることを確認いたしました。申請地にも、米麦を作付けしたいということです。

なお、受人申請地及び所有農地の耕作状況を現地確認したところ、すべて の農地が問題なく利用されており、周辺農地への支障の恐れもないかと思い ます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

#### 議長

整理番号2について、ご質疑がありましたらお願いいたします。

(なし、の声)

それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

ご異議ございませんので、許可といたします。

次に、整理番号3についてですが、次の整理番号4と受人が同一で、申請事由及び権利区分も同じであり、申請地についても隣接地であることから、整理番号3及び整理番号4を一括して審議します。事務局より説明を求めます。

#### 事務局長

整理番号3及び整理番号4を一括で説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、田端会長でございます。なお、申請地位置図は、9ページになります。

受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われます。以上でございます。

#### 議長

整理番号3及び4について、私から報告いたします。1月25日に倉林永次委員と現地確認と聞き取りを行いました。9ページ3-3、3-4の地図をご覧ください。申請地は主要地方道秩父児玉線の〇〇〇〇から北に少し向かった場所にあります。受人の作業場からも近く、かなり作業効率がよくなると思います。農機具所有状況を確認したところ、経営農地にて農業経営を充分行えることを確認しました。

なお、受人申請地及び所有農地の耕作状況を現地確認したところ、すべての 農地が問題なく利用されており、周辺農地への支障の恐れもないかと思いま す。以上で報告を終わらさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い 申し上げます。

整理番号3及び4について、ご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声)

それでは、お諮りいたします。整理番号3及び4の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

ご異議ございませんので、許可といたします。

次に、第2号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)」を上程いたします。事務局より説明

## 願います。 第2号議案を説明いたしますので、議案書10ページをご覧ください。 事務局長 第2号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積 計画の決定について(通年)をご説明申し上げます。本議案につきましては、 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積 計画を決定したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容です が、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積 計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。 計画内容については、11ページから18ページをご覧ください。今回の 申請件数は、29件です。田26筆及び畑45筆の面積合計87,545㎡ の利用権設定でございます。それらのうち、12ページの整理番号5から1 8ページの整理番号29までの25件については、農地中間管理事業として 埼玉県農林公社が借主となり、出し手との利用権設定でございます。 次に、農用地利用集積計画について説明します。農用地利用集積計画は、農 業委員会の決定を経て、市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基 盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合する ことが必要でございます。 本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての 農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養 畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業に よって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること、その者の農 業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるものとさ れており、以上の要件を全て備えることと定めております。今回の農用地利 用集積計画の内容は、これらの要件を全て満たしているものと思われます。 以上でございます。 ただいま事務局より説明がありましたが、鯨井委員につきましては、利用 議長 権の設定を受ける者として、本人が議事対象となっておりますので、農業委 員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんの で、退席をお願いいたします。 (退席後) 第2号議案について、ご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。 第2号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませ

んか。

(異議なし、の声)

ご異議ございませんので、第2号議案については、原案のとおり決定いた しました。

事務局に申し上げます。鯨井委員の復席をお願いします。 (復席)

次に、第3号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(通年)」を上程いたします。事務局より説明願います。

#### 事務局長

第3号議案を説明いたしますので、19ページをご覧ください。

第3号議案農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(通年)を、ご説明申し上げます。

本議案につきましては、本庄市が農地中間管理機構へ提出する農用地利用配分計画(案)に対しまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を決定したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、本庄市の農用地利用配分計画について、別紙のとおり計画することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。

配分計画につきましては、20ページから26ページまでをご覧ください。借受希望者の公募に応募した担い手の方に農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものでございます。賃借権の設定等を受ける土地が 田23筆、畑39筆、面積合計で78, 846㎡でございます。設定する権利は、すべて賃借権となっておりまして、それらの設定を受ける者は、記載のとおり15名となっております。

27ページにつきましては、耕作者が変更となる土地で、田2筆、畑3筆、 面積合計で、6,402㎡でございます。設定する権利は、すべて賃借権となっており、設定を受ける者は記載のとおり4名となっております。

農用地利用配分計画(案)に対する意見については、農地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行う見込みであること、周辺の農地利用に悪影響を及ぼさないこと、必要な農作業に常時従事する見込みがあることなどの視点において、本庄市から意見を求められておりまして、今回の農用地利用配分計画(案)の内容については、これらの要件を全て満たしているものと思われます。以上でございます。

#### 議長

ただいま、事務局より説明がありましたが、鯨井委員、坂爪委員、及び武 政委員につきましては、賃借権の設定等を受ける者として、本人が議事対象 となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に より、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。 (退席後)

第3号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。

(なし、の声)

それでは、お諮りいたします。

第3号議案については、原案のとおり計画することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議ございませんので、第3号議案については、原案のとおり計画する ことに「意見なし」で本庄市長に回答いたします。

事務局に申し上げます。鯨井委員、坂爪委員、及び武政委員の復席をお願いします。

(復席)

次に、第4号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(期間)」を上程いたします。事務局より説明願います。

#### 事務局長

第4号議案を説明いたしますので、28ページをご覧ください。

第4号議案農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(期間)を、ご説明申し上げます。

本議案につきましては、本庄市が農地中間管理機構へ提出する農用地利用配分計画(案)に対しまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を決定したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、本庄市の農用地利用配分計画について、別紙のとおり計画することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。

配分計画については、29ページから34ページまでをご覧ください。賃借権の設定等を受ける土地が 田23筆、畑30筆、面積合計で62,624 ㎡でございます。設定する権利は、すべて麦作期間の使用貸借となっておりまして、それらの設定を受ける者は、記載のとおりとなっております。

農用地利用配分計画(案)に対する意見については、農地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行う見込みであること、周辺の農地利用に悪影響を及ぼさないこと、必要な農作業に常時従事する見込みがあることなどの視点において、本庄市から意見を求められておりまして、今回の農用地利用配分計画(案)の内容については、これらの要件を全て満たしているものと思われます。以上でございます。

#### 議長

第4号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたし

ます。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。 第4号議案については、原案のとおり計画することに、ご異議ございませ んか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、第4号議案については、原案のとおり計画する ことに「意見なし」で本庄市長に回答いたします。 次に、第5号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程い たします。事務局より説明願います。 第5号議案を説明いたしますので、議案書35ページをご覧ください。 事務局長 第5号議案農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明申し上げ ます。本議案につきましては、農地法第4条第3項の意見を付して、埼玉県 知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申 し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第4条の規定により、 別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。 申請内容については、36ページをご覧ください。申請件数は1件で、進 入路用地1件です。引き続いて、整理番号1を説明いたします。申請人の住 所氏名は、記載のとおりです。申請地は、四方田地内の畑4筆、面積は記載の とおりです。申請事由は、進入路拡幅工事です。用途地域は、指定なしです。 都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、浅見 委員でございます。 申請地は、37ページをご覧ください。4-1については、農用地区域から 除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であ ることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則とし て不許可相当ではありますが、申請事由が進入路拡幅工事であるため、第1 種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住 宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は 業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当に なるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申 請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。 議長 整理番号1について、浅見委員の報告をお願いいたします。 浅見委員 9番浅見よりご説明させていただきます。1月25日、鯨井推進委員と現

9

さい。

地確認及び聞き取り調査を行いました。37ページ4-1の地図をご覧くだ

	申請地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から東に300メートルぐら
	いの場所にあります。申請事由は進入路の道路拡幅です。現在、道路という
	よりも通路という感じで幅を設けるための申請ということです。農地の集団
	性や周辺農地等への支障は無いことから、転用に当たっては特に問題はない
	と思われます。皆さまの慎重審議をよろしくお願いいたします。
議長	整理番号1について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。
	(なし、の声)
	それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当と
	することに、ご異議ございませんか。
	(異議なし、の声)
	ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
	次に、第6号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程い
	たします。事務局より説明願います。
事務局長	第6号議案を説明いたしますので、議案書38ページをご覧ください。
	第6号議案農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げ
	ます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県
	知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申
	し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、
	別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。
	申請内容については、39ページをご覧ください。申請件数は、7件で、そ
	の内訳は、所有権移転4件、使用貸借権2件及び賃借権1件でございます。
	以上でございます。
議長	それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1につい
	て、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号1を説明いたしますので、39ページをご覧ください。申請人の
	住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町高柳地内の畑2筆、面積は
	記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用
	地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございます。
	申請地は、40ページをご覧ください。5-1については、農用地区域内
	農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満である
	ことから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替
	えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成すること
	ができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相
	当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、
	申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございま

	す。
議長	1番について、私から報告いたします。1月25日に倉林永次推進委員と
	現地確認をしました。40ページの地図をご覧ください。地図の下の方に小
	山川があります。小山川の千本桜橋から北に向かった場所に申請地がありま
	す。申請事由は自己用住宅用地です。周辺は住宅が建ち並び、農地の集団性
	や周辺農地等への支障は無いことから、転用に当たっては特に問題はないと
	思われます。皆さまの慎重審議をよろしくお願いいたします。
	整理番号1について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。
	(なし、の声)
	それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当と
	することに、ご異議ございませんか。
	(異議なし、の声)
	ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
	次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号2を説明いたしますので、39ページをご覧ください。申請人の
	住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町小平地内の畑1筆、面積は
	記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、分家住宅用地
	です。用途地域は、指定なしです。平成28年9月6日付けで、農振農用地区
	域から除外されています。地区担当は、福田委員でございます。
	申請地は、41ページをご覧ください。5-2については、農用地区域か
	ら除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地で
	あることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則と
	して不許可相当ではありますが、申請事由が分家住宅用地であるため、第1
	種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住
	宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は
	業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当に
	なるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申
	請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。
議長	整理番号2について、福田委員の報告をお願いいたします。
福田委員	16番福田から報告いたします。1月23日に福島清次推進委員と現地確
	認をしました。41ページ5-2の地図をご覧ください。申請地については、
	渡人が住んでいる東側になります。受人、渡人は親子です。申請事由は分家
	住宅です。現在、受人は渡人の家に二世帯として住んでいますが、家族が増
	え手狭になったので、申請に至ったということです。転用の必要性及び目的
	は妥当であると思います。皆さまの慎重審議をよろしくお願いいたします。

<b>業</b> 巨	
議長	整理番号2について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。   (なし、の声)
	それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可相当と
	することに、ご異議ございませんか。
	(異議なし、の声)
	ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
	次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号3を説明いたしますので、39ページをご覧ください。申請人の
	住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南4丁目地内の畑2
	筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自
	己用住宅用地です。用途地域は、第1種住居地域です。地区担当は、宮部委員
	でございます。
	申請地は、42ページをご覧ください。5-3については、第1種住居地
	域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用
	は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に
	該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。
	以上でございます。
議長	整理番号3について、宮部委員の報告をお願いします。
宮部委員	11番宮部が報告いたします。1月25日に田島推進委員と現地確認を行
	いました。42ページ5-3の地図をご覧ください。申請地は児玉南の区画
	整理地内にあり、用途地域は第1種住居地域です。申請事由は自己用住宅用
	地です。周辺の農地には、影響もなく問題ないかと思います。皆さまの慎重
	審議よろしくお願いいたします。
議長	整理番号3について、皆様よりご質疑がありましたらお願いいたします。
	(なし、の声)
	│ │ それでは、お諮りいたします。整理番号3の許可申請について、許可相当と
	   することに、ご異議ございませんか。
	(異議なし、の声)
	ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
	次に、整理番号4について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号4を説明いたしますので、39ページをご覧ください。申請人の
	住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、沼和田地内の畑1筆、面積は記載
	   のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、敷地拡張による資
	   材置場用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号

	申請地は、43ページをご覧ください。5-4については、農用地区域内
	農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満である
	ことから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替
	えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成すること
	ができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相
	当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、
	申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございま
	す。
議長	整理番号4について、塩原委員の報告をお願いします。
塩原委員	6番塩原が報告いたします。1月23日に戸塚推進委員と現地確認を行い
	ました。申請地は、43ページ5-4の地図をご覧ください。申請地は国道
	462号沿いにあり、○○○○○の交差点付近にあります。申請事由は、資
	材置場用地です。受人が使用している資材置場に隣接しており、周辺の農地
	には、影響もなく問題ないかと思います。皆さまの慎重審議よろしくお願い
	いたします
議長	整理番号4について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。
	(なし、の声)
	それでは、お諮りいたします。整理番号4の許可申請について、許可相当と
	することに、ご異議ございませんか。
	(異議なし、の声)
	ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
	次に、整理番号5について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号5を説明いたしますので、39ページをご覧ください。申請人の
	住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町蛭川地内の畑1筆、面積は
	記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、分家住宅用地
	です。用途地域は、指定なしです。令和元年11月29日付けで、農振農用地
	区域から除外されています。地区担当は、坂爪委員でございます。
	申請地は、44ページをご覧ください。5-5については、農用地区域か
	   ら除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地で
	│ │あることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則と
	│ して不許可相当ではありますが、申請事由が分家住宅用地であるため、第1
	種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住
	宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は
	業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当に
	なるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申

	請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。
→24 F→	
議長	整理番号5について、坂爪委員の報告をお願いします。
坂爪委員	18番坂爪から報告いたします。1月25日、新井推進委員と黒沢推進委
	員と現地確認及び聞き取り調査を行いました。 44ページ5-5の地図をご
	覧ください。申請地は農振農用地となりますが、先月に除外となりました。 
	申請事由は分家住宅用地で、申請地の東側が親の住宅となっています。西側
	も住宅が建てられており、周辺農地の影響はないと思います。皆様の慎重審
	議お願いします。
議長	整理番号5について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。
	(なし、の声)
	それでは、お諮りいたします。整理番号5の許可申請について、許可相当と
	することに、ご異議ございませんか。
	(異議なし、の声)
	ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
	次に、整理番号6について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号6を説明いたしますので、39ページをご覧ください。申請人の
	住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町上真下地内の畑1筆、面積
	は記載のとおりです。権利区分は、貸借権です。申請事由は、牛舎用地です。
	用途地域は、指定なしです。令和元年11月29日付けで、農振農用地区域
	から農業用施設用地として用途変更されています。地区担当は、坂爪委員で
	ございます。
	申請地は、45ページをご覧ください。5-6については、農用地区域か
	ら除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地で
	あることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則と
	して不許可相当ではありますが、申請事由が牛舎用地であるため、第1種農
	地の不許可の例外として、農地法施行令第4条第1項第2号イに規定する「申
	請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設に供
	するもの」に該当し、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不
	許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと
	思われます。なお、今回の事案につきましては、平成7年度に牛舎3棟を設
	置した際、隣接地につきましては、農地法等の手続きを経ておりましたが、
	当該申請地につきましては、手続きがされていないことが判明したとのこと
	でございます。申請人から理由書が提出され、改めて農地法の許可を得て是
	正したく申請に至ったとのことでございます。以上でございます。
議長	ただいま、事務局より説明がありましたが、新井委員につきましては、本

	人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第
	1項の規定により、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。
	(退席後)
	整理番号6について、坂爪委員の報告をお願いいたします。
坂爪委員	18番坂爪から報告いたします。1月25日、黒沢推進委員と現地確認及
	び聞き取り調査を行いました。45ページ5-6の地図をご覧ください。申
	請地は農振農用地となりますが、先月に除外となりました。申請事由は牛舎
	用地です。女堀川と県道に面し、西側も同一経営者の牛舎が建てられており、
	周辺農地の影響はないと思います。皆様の慎重審議お願いします。
議長	整理番号6について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。
	(なし、の声)
	それでは、お諮りいたします。整理番号6の許可申請について、許可相当と
	することに、ご異議ございませんか。
	(異議なし、の声)
	ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
	事務局に申し上げます。新井委員の復席をお願いします。
	(複席)
	次に、整理番号7について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号7を説明いたしますので、39ページをご覧ください。申請人の
	住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町河内地内の畑1筆、面積は
	記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、資材置場用地
	です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、坂本委員でございます。
	申請地は、46ページをご覧ください。5-7については、農用地区域内
	農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満である
	ことから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替
	えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成すること
	ができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相
	当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、
	申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございま
	す。
議長	整理番号7について、坂本委員の報告をお願いします。
坂本委員	17番坂本が報告いたします。1月25日に倉林正推進委員と木村推進委
	員と現地確認を行いました。申請地は、46ページ5-7の地図をご覧くだ
	さい。小山川と県道秩父児玉線に挟まれた場所にあります。申請事由は資材
	置場用地です。土盛りはせずにそのまま使用するそうです。周辺の農地には、

	影響もなく転用にあったって問題ないと思います。皆さまの慎重審議よろし
	が書りなく報用にありたりく同題ないと心いより。 目じよの良単価職よりしくお願いいたします。
** E	
議長	整理番号7について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。
	(なし、の声)
	それでは、お諮りいたします。整理番号7の許可申請について、許可相当と
	することに、ご異議ございませんか。
	(異議なし、の声)
	ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
	以上で、議案審議を終了いたします。
	続きまして、報告に入ります。
	まず、報告第1号を事務局よりお願いします。
事務局長	報告第1号を説明いたしますので、議案書47ページをご覧ください。
	報告第1号農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の
	3の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条
	の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。
	届出内容については、48ページをご覧ください。専決処分件数は、2件
	です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出な
	ければならないという規定による届出でございます。以上でございます。
議長	報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。
	次に、報告第2号を事務局よりお願いします。
事務局長	報告第2号を説明いたしますので、議案書49ページをご覧ください。
	報告第2号農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、農地法
	第4条第1項第8号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事
	務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本
	日提出、会長。
	届出内容については、50ページをご覧ください。専決処分件数は、2件
	です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ
	農業委員会へ届け出ることで県知事の許可を必要としないという規定による
	届出でございます。以上でございます。
議長	報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。
	次に、報告第3号を事務局よりお願いします。
事務局長	報告第3号を説明いたしますので、議案書51ページをご覧ください。
	報告第3号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、農地法
	第5条第1項第7号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事
	務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本

	T
	日提出、会長。
	届出内容については、52ページをご覧ください。専決処分件数は、5件
	です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転など
	をする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることで県知事の許可を必要
	としないという規定による届出でございます。以上でございます。
議長	報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。
	次に、報告第4号を事務局よりお願いします。
事務局長	報告第4号を説明いたしますので、議案書53ページをご覧ください。
	報告第4号農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第1
	8条第6項の規定により、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受理し、
	同条第1項の規定に基づく合意解約が成立したので報告するものでございま
	す。本日提出、会長。
	賃貸借契約合意解約通知書の受理件数は、23件です。その通知内容は、
	54ページから58ページをご覧ください。農地の賃貸借につき合意による
	解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により同項の許可を要し
	ないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を
	通知しなければならないという規定による通知でございます。以上でござい
	ます。
議長	報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。
	次に、報告第5号を事務局よりお願いします。
事務局長	報告第5号を説明いたしますので、議案書59ページをご覧ください。
	報告第5号農地改良等に係る届出について、農地改良等の取扱いに関する
	要綱第5-2-(2)の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会
	事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。
	本日提出、会長。
	届出内容については、60ページをご覧ください。専決処分件数は、2件
	です。農地を農地として利用する行為の一環である農地改良等のうち、軽微
	な事案の場合は、工事着工前に必ず農業委員会に届出書を提出することによ
	り、県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上
	でございます。
議長	報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。
	以上で、報告を終了いたします。
	皆様のご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。
	ここで、議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。
事務局長	ありがとうございました。

次に、議事日程5事務局連絡事項に移ります。
(事務局説明)
閉会

令和2年第1回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿						
	開催日	令和2年1月27日(月)				
開催場所		本庄市役所 大会議室				
開会時刻		午後3時				
閉会時刻		午後4時20分				
会 長		田端 講一				
会長代理		細野俊文				
議席 番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録 署名人	地区	推進員氏名	出欠状況
1	細野 俊文	出席		藤田	齋藤 好幸	出席
2	小川 忠	出席		滕田	久米 正夫	出席
3	前原 喜夫	出席		仁手	福島	出席
4	茂木 伸夫	出席			八木 弘	出席
5	坂上 佳久	出席		旭	戸塚 毅	出席
6	塩原 廣一	出席		/巴	亀田 伸一郎	出席
7	茂木 悟	出席			飯島 和憲	出席
8	立石 勝義	出席		北泉	鯨井 雅吏	出席
9	浅見 精治	出席			笠原 正一	出席
10	鈴木 広子	出席		児玉	田島 勇扇	出席
11	宮部 延一	出席		76.15	武政 恒雄	出席
12	永尾 路子	出席	$\circ$		倉林 永次	出席
13	田端 講一	出席		金屋	鈴木 良美	出席
14	清水 茂則	出席			奥原 定雄	出席
15	吉田 功	出席			清水 文夫	出席
16	福田 光男	出席	0	秋平	福島 清次	出席
17	坂本 靜枝	出席			間正 始	出席
18	坂爪 裕	出席		本泉	倉林 正	出席
19	池田 稔	出席		平永	木村 文子	出席
*+	細野 林之助	出席		共和	黒沢 豊	出席
本庄	吉岡 昭	出席			新井 明夫	出席
藤田	内田 徳晃	出席			齊藤 勇	出席
説明員						
局長 農地農地 環境	為局長 長補佐兼庶務係長 也係長 為係主査 也係主任 也係主事補 竟産業課産業係主事	高山 教	崇 紘 子			
書記						
農地	也係長	飯島	崇			